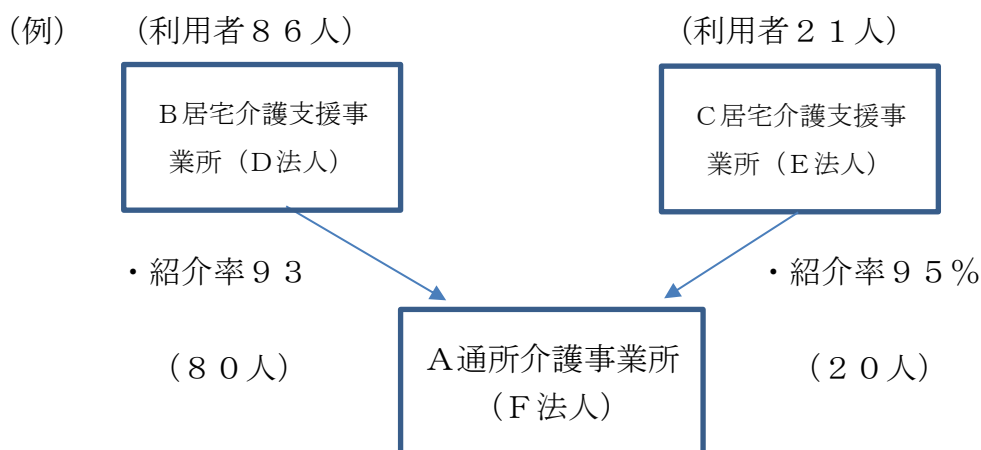


(別表 2)

【参考例】

取扱要領 2 の (3) の②のキの(イ)の a 「サービス事業所において、利用者のうち、特定事業所集中減算の対象となる居宅介護支援事業所が居宅サービス計画を作成した利用者の占める割合が 75%以下である事業所」の例



- ・ 1月の平均利用者数が 100人
内訳 B居宅 80人 80% > 75% : 減算
C居宅 20人 20% ≤ 75% : 対象外

【解説】

B居宅介護支援事業所とC居宅介護支援事業所が、どちらもA通所介護事業所への紹介率が80%を超えている場合、本来であればB、C両方の居宅介護支援事業所が特定事業所集中減算の対象となる。

しかし、A通所介護事業所の利用者のうち、100人中80人がB居宅介護支援事業所で居宅サービス計画を作成しており、20人がC居宅介護支援事業所で居宅サービス計画を作成している場合、B居宅介護支援事業所は特定事業所集中減算の対象となるが、C居宅介護支援事業所は特定事業所集中減算の対象とならない。

ただし、B居宅介護支援事業所とC居宅介護支援事業所が同一法人であった場合は、どちらの居宅介護支援事業所も特定事業所集中減算の対象となる。